



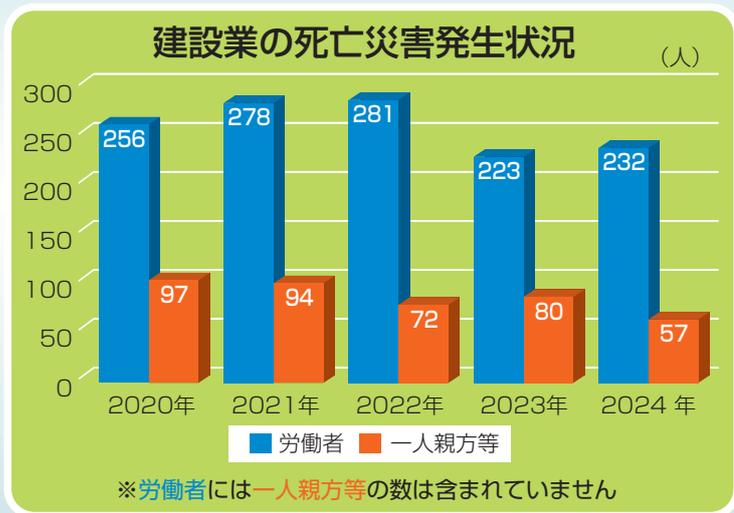
建設現場の災害をなくしましょう！

建設業の労働災害は、一人親方等*1の皆さんや関係者の地道ながら積極的なご努力により、増える年もありましたが、中長期的には着実に減少してきています。

とはいえ、「死亡」災害でみると全産業の約3割、「死傷」災害でみると約1割強と依然として高い割合を占めているうえ、建設業では、労働者が死亡するだけでなく、一人親方の皆さんが死亡する割合も高くなっています。ちなみに、直近5年間（2020～2024）で、労災で亡くなられた建設業の労働者数は平均254人、一人親方等の数は平均80人となっています。

工事関係者による災害防止の努力は言うまでもなく、一人親方の皆さん一人一人の努力と工夫で、皆さん自身と仲間の被災を無くしましょう。

*1 労働者を雇うことなく事業を営む者のほかに、中小事業主、役員、家族従業者を含む。



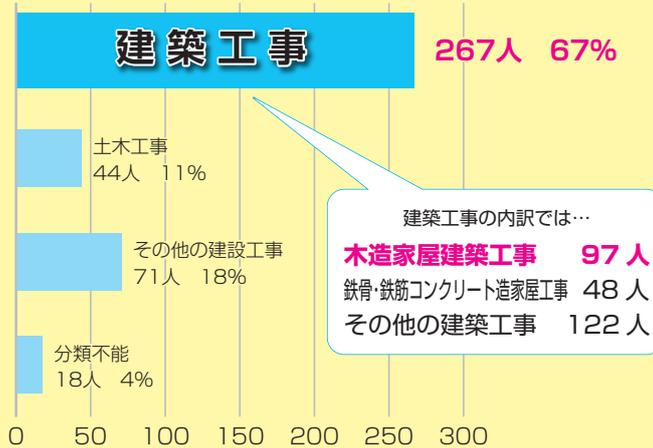
きょうもあしたも安全で健康
これが一番だね！！



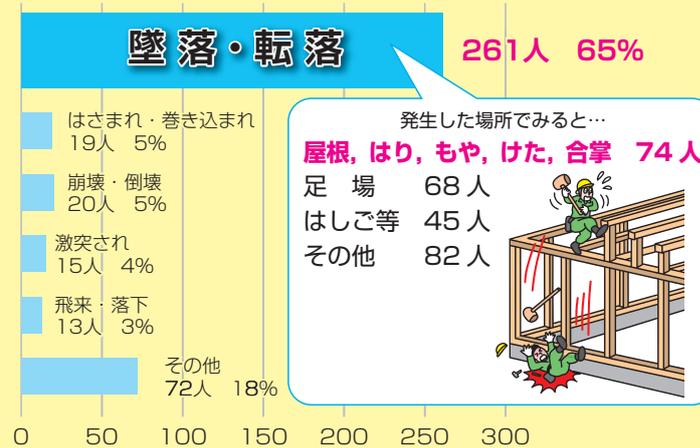
2020～2024年の5年間で400人も一人親方等が亡くなられています

一人親方等の死亡災害

7割近くが建築工事で発生

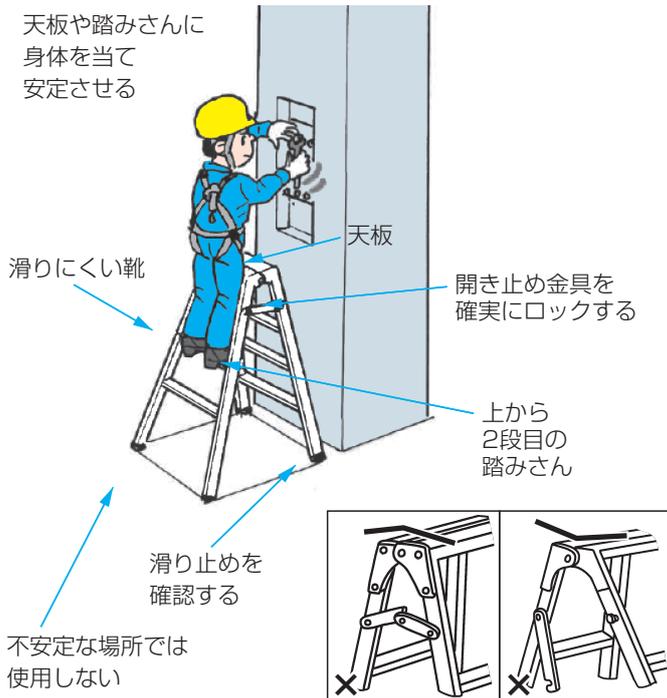


墜落・転落が6割



墜落・転落災害を防ぐためのポイント～ここに特に気をつけよう

1 脚立を使うとき

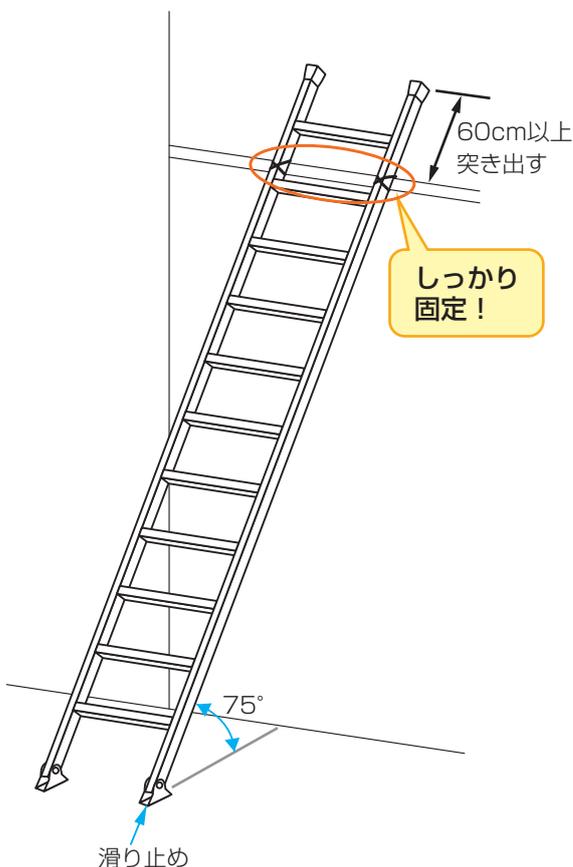


- ① 踏みさんが作業箇所の正面に向くよう設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける
- ⑧ 身体の重心が自分の両足や脚立の脚部の外に出ないようにする
- ⑨ できるだけ手すり付きのものを使う

不完全な状態のままだと、脚立が動いたり、脚部が開閉するなどして危険

2 はしごを昇降するとき

移動はしご



【移動はしご】

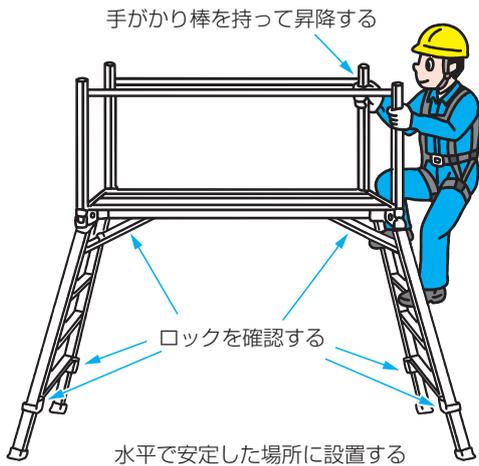
- ① はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる
- ② はしごの立て掛け角度は、75度程度とする
- ③ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態を維持しながら昇降する
- ④ 転位しないよう措置する（すべり止め措置の取付、下の者が支える等）
- ⑤ 立て掛ける前に安全ブロック取付設備等に安全ブロックを取り付ける
- ⑥ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑦ 台付ロープは、はしご上端部の支柱に取り付ける

【固定はしご】

- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する
- ② はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる
- ③ 安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
- ④ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑤ 上端床面に乗り移る際は、墜落制止用器具のフックを先掛けする

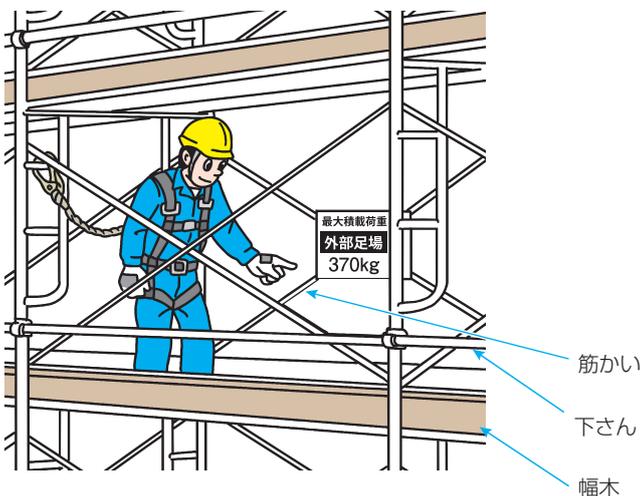
※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

3 可搬式作業台を使うとき



- ① 手がかり棒を立て起こして使用する
- ② 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）
- ③ 水平で安定した場所に設置する
- ④ 脚部が確実にロックされているか確認する
- ⑤ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける
- ⑥ 重心が作業台や両足などの外に出ないようにする
- ⑦ できるだけ手すり付きのものを使う

4 足場上で作業するとき

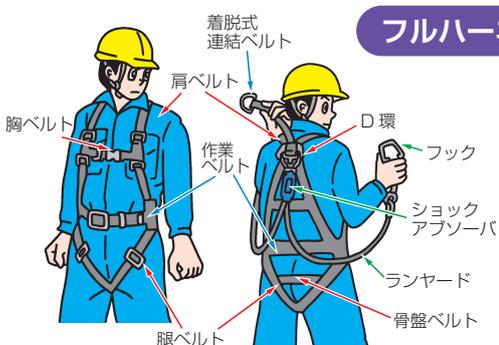


- ① 足場の部材などを一時的に取り外す必要があるときは、必ず先に、職長等責任者の了承を得る
- ② 取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）は必要な作業が終わったら必ず元どおりに取り付ける
- ③ 作業開始前に足場の状態（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）を点検する
- ④ 狭い場所ではブラケット足場を設置し（いわゆる「単管抱き足場」は足場とは認められない）、手すり等に墜落制止用器具を取り付けて作業する。

令和5年10月から足場からの墜落防止措置が強化されました。



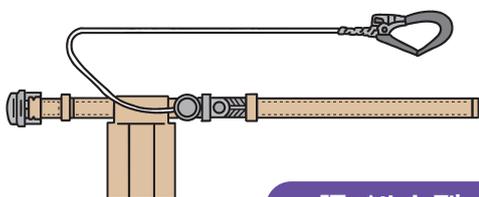
5 墜落制止用器具を使うとき



フルハーネス型

「フルハーネス型安全帯」と「胴ベルト型安全帯」を建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使う。

- ① 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
- ② 安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする。
- ③ 責任者を定める等して確実に点検・保守や保管し、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。



胴ベルト型

【注意】 フルハーネス型安全帯は、製品ラベルに「墜落制止用器具」または「墜落制止用器具の規格」の表示があるものを使用する。「安全帯の規格」と表示のあるものは旧規格のため使用できません。

電動工具を使うときの注意事項



携帯用丸のこ盤作業



グラインダー作業

石綿健康障害予防の対策

石綿等を取扱う作業では、呼吸用保護具及び保護衣を使用する。



電動ファン付きマスクの例



防じんマスクの例



保護衣の例

労災保険特別加入制度

労災保険に特別加入するには、特別加入団体を経由して、加入を申請します。

万が一の事故の際に確実に補償を受けられます。労災保険の特別加入を積極的に検討のうえ、ご相談は最寄りの労働局又は労働基準監督署まで

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※「特別加入制度のしおり一人親方」と検索または、右のQRコードからアクセス!!

([https://www.mhlw.go.jp/new-](https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html)

[info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html](https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html))



作業を請け負わせる一人親方等に対する保護措置の義務化について

2025年4月から、危険箇所等で作業を行う場合、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられています。

法令改正等の主な内容

- ・労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人にもその対象とすること
- ・喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- ・事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- ・立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

※必要な措置とは

労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則で作業場所に起因する危険性に対処するものについて事業者が実施する措置のこと。

詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

「一人親方等安全衛生研修会」を実施中です。

お問合せはメールにてお願いします。 hitorioyakata@zenkiren.com

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目12番2号 三秀舎ビル6階

TEL : 03-5283-1030 FAX : 03-5283-1032

URL <https://www.zenkiren.com/>

